

# 浦添市指定ごみ袋の製作委託に関する指名競争入札参加資格者の登録及び選定に関する要綱

(令和 2 年 3 月 19 日付部長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 6 年 8 月 1 日規則第 29 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 条に規定する指定ごみ袋の製作委託契約に係る指名競争入札に参加することのできる者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入札参加の資格)

第2条 入札に参加することのできる者は次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 県内に本社の住所を有し、かつ県内でごみ袋を製造していること。
- (2) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 1 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (3) 労働保険、社会保険制度があること。
- (4) 税を滞納してないこと。
- (5) 経営状態が健全であると認められること。

## (業者の選定)

第3条 市長は、指名競争入札参加資格者を選定しようとするときは、前条に掲げる事項の他、次の各号に掲げる事項に留意し、厳正かつ公平に選定するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 浦添市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係してないこと

2 入札の参加資格審査は、2 年に 1 回の定期の審査とする。ただし、市長が事業の施行上、特に必要があると認めたときは随時審査を行うことができる。

## (入札資格審査の申請)

第4条 指名競争入札の参加資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類のうち必要なものを市長に提出するものとする。

- (1) 指名競争入札参加申請書
- (2) 定款
- (3) 登記簿謄本（法人のみ）
- (4) 国税の納税証明書（完納を証明できるもの）
- (5) 県税の納税証明書（完納を証明できるもの）
- (6) 市町村税の納税証明書（完納を証明できるもの）
- (7) 財務諸表（直前 1 年分の貸借対照表及び損益計算書）

- (8) 営業概要書
- (9) 営業実績書
- (10) 所在地見取図
- (11) 労働保険加入証明書（労働保険証明願）
- (12) 社会保険料納入確認書
- (13) 印鑑証明書（法人は法務局、個人は市町村で発行する証明書）
- (14) その他市長が必要と認める書類

（名簿登録）

- 第5条 市長は、前条に定める提出書類による審査を行ったときは、入札参加資格があると認めた者（以下「有資格者」という。）を名簿に登録するものとする。
- 2. 市長は、申請者に対し、入札参加資格の有無を様式第2号で通知しなければならない
  - 3. 名簿の有効期間は、登録の日から次期の資格審査に基づく登録の日の前日までとする。

（登録の取消し）

- 第6条 市長は、有資格者が次の事項に該当するときは、その登録を取り消すことができる。
- (1) 第2条各号に定めるいずれかの要件を欠いたとき
  - (2) 第3条各号に定めるいずれかの要件を欠いていることが判明したとき
  - (3) その他虚偽又は不正な方法による登録を受けたことが判明したとき
2. 前項の規定により登録の抹消を行ったときは、その旨を通知するものとする。

（変更の届出）

- 第7条 入札参加資格の申請者又は有資格者は、第4条に定める提出書類の内容に変更があったときは、入札参加資格申請事項変更届により速やかに書面により市長に届け出るものとする。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。